

軽度者に対する福祉用具貸与について（山陽小野田市）

【軽度者に原則として貸与できない品目について】

- **要支援 1・要支援 2・要介護 1** の者に対する福祉用具の貸与において、以下の品目は原則として保険給付の対象から外れます。
 - 特殊寝台(付属品を含む)
 - 車椅子(付属品を含む)
 - 床ずれ防止用具及び体位変換器
 - 認知症老人徘徊感知器
 - 移動用リフト

- **要支援 1・要支援 2・要介護 1・要介護 2・要介護 3** の者に対する福祉用具の貸与において、以下の品目は原則として保険給付の対象から外れます。
 - 自動排泄処理装置

※ ただし、一定の事由に該当する者に対しては、保険給付の対象としての貸与が可能となります。
要件等の詳細は次項以降の「貸与が可能となる事由について」をご覧ください。

【貸与が可能となる事由について】

1. 以下の要件に該当する者に対しては、ケアマネジャーの判断により貸与を行なうことができます。

※協議書は不要です

対象外種目	厚生労働大臣が定める者（イ）	（イ）に該当する基本調査の結果
車椅子(付属品)	次のいずれかに該当する者 （一） 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7(歩行) 「3.できない」
特殊寝台(付属品)	次のいずれかに該当する者 （一） 日常的に起き上がりが困難な者 （二） 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4(起き上がり) 「3.できない」 基本調査1-3(寝返り) 「3.できない」
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3(寝返り) 「3.できない」
認知症老人徘徊感知器	次のいずれにも該当する者 （一） 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 （二） 移動において全介助を必要としない者	基本調査 3-1(意思の伝達) 「1.意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2～3-7のいずれかが 「2.できない」 又は 基本調査 3-8～4-15 のいずれかが 「1.ない」以外 又は 主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合。 基本調査 2-2(移動) 「4.全介助」以外
移動用リフト(つりの具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 （一） 日常的に立ち上がりが困難な者 （二） 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査1-8(立ち上がり) 「3.できない」 基本調査 2-1(移乗) 「3.一部介助」又は「4.全介助」
自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 （一） 排便において全介助を必要とする者 （二） 移乗において全介助を必要とする者	基本調査2-6(排便) 「4.全介助」 基本調査 2-1(移乗) 「4.全介助」

2. 車いす及び移動用リフトの貸与に関する特例（平成18年9月1日～）

前述の1の要件に該当しない者であっても、「車いす」及び「移動用リフト」に関しては、以下の要件を満たせば貸与が可能です。（※協議書が必要です）

● 車いす

日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者

(1) 目的・行先

- ・ 自宅内の移動
- ・ 日用品の買い物
- ・ 通院（機能訓練を目的とする通所介護を含む）・通勤
- ・ 金融機関・行政機関への手続き

(2) 歩行距離

利用者の状態像、周辺環境等を踏まえ、最低限歩行を必要とする範囲

(3) 頻 度

おおむね週に1回以上

● 移動用リフト

生活環境において段差の解消が必要と認められる者

利用者が居宅で生活する場所において、移動用リフトの利用が必要と思われる状況が客観的に判断できる利用者の居宅環境及び利用者が移動用リフトを必要とする生活状況が確認された場合

医師や福祉用具専門相談員他、適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等により貸与の可否を協議し、貸与が相当であると判断される場合は、その内容を記入した協議書を介護保険係へ提出してください。内容を審査後、「福祉用具貸与確認書」をお送りします。

3. 例外給付の対象とすべき事案に該当する場合（平成19年4月1日～）

前述の1及び2の要件に該当しない者であっても、医師の医学的な所見により下記要件に該当することになる者に対しては、福祉用具の貸与が可能です。（※協議書が必要です）

- I. 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者
- II. 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者
- III. 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

のいずれかに該当する者であることが、

- (ア) 「医師の意見（医学的な所見）」に基づき判断され、
- (イ) サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえていることを
- (ウ) 市町村長が「確認」している

ものである場合。

※ なお、骨折など一時的な状態悪化に関しては、I～IIIに該当しないため、保険対象外サービス等に対応していただきますようお願いいたします。

【例外給付が可能となる場合（例）】

事例類型	事例内容（概略）	必要となる福祉用具
状態の変化	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・憎悪を起す現象(ON・OFF 現象)が頻繁に起き、日によって告示で定める福祉用具が必要な状態となる	ベッド 床ずれ防止 体位変換器 移動リフト
	重度関節リウマチで関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯により告示に定める福祉用具が必要な状態となる	
急性増悪	末期がん:認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める福祉用具が必要な状態となる	
医師禁忌	重度喘息発作で、特殊寝台の利用により一定の角度に状態を起すことで、呼吸不全の危険性を回避する必要あり	ベッド
	重度心疾患で、特殊寝台の利用により急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要あり	
	重度逆流性食道炎で、特殊寝台の利用により一定の角度に上体を起すことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要あり	
	脊髄損傷による下半身麻痺で床ずれ発生リスク高く、床ずれの危険性回避する必要あり 人工股関節術後で移動用リフトにより立ち上がりの際の脱臼の危険性を回避する必要あり	床ずれ防止 体位変換器 移動リフト

医師の意見（医学的な所見）に基づいた上で、福祉用具専門相談員他、適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等により貸与の可否を協議し、貸与が相当であると判断される場合は、その内容を記入した協議書を介護保険係へ提出してください。内容を審査後、「福祉用具貸与確認書」をお送りします。なお、判断しづらい事例や不明な点がある場合は、事前に介護保険係にご相談ください。

【移動用リフトのうち昇降座椅子の取り扱いについて】

対象種目	例外に該当する者	要介護認定結果等	協議書
移動用リフト(つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8(立ち上がり) 「3.できない」 (自分では全く立ち上がることができない場合をいう。体の一部を介護者が支える、介護者の手で引き上げるなど、介助がないとできない場合も含まれる。)	不要
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2-1(移乗) 「3.一部介助」 又は 「4.全介助」	不要
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	認定調査結果がないため、主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて判断する。	要

1. 国の見解

- (1) 上記表「(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者」に対する貸与が可能な福祉用具は「段差解消機」に限られ、いわゆる「立ち上がり補助椅子」や「昇降座椅子」は含まれない。
- (2) 状態像から「立ち上がり補助椅子」や「昇降座椅子」が必要な利用者については、上記表(一)又は(二)により救済されるべきである。なお、(二)の移乗については、床からの立ち上がりを伴う移乗を含むものであること。

2. 県の見解

原則として国の見解と同じであるが、利用者ごとの状態像を踏まえた個別の協議又は調査により、保険者の判断において貸与の可否を検討することは可能であるとする。

3. 市の見解

市では、国、県の見解を踏まえ、以下により取り扱う。

原則として、上記表(一)、(二)の要件に該当しない限り貸与は認められない。ただし、下記要件すべてに該当する場合に限り、特例として認めることとする。

- ① 要介護2以上の者で、状態像に見合った正当な理由により昇降座椅子の貸与を受けていた者が、認定審査の結果、要介護1・要支援状態になった場合
- ② 昇降座椅子の利用により、その効果として状態の改善が見られていた場合において、用具の撤廃により状態が悪化することが容易に予測される場合
- ③ 家族等の介護者の状況や利用者の生活環境等を踏まえ、用具の代替が困難である場合など継続貸与の必要性が客観的に認められる場合

以上の要件に該当することが協議書及び実地調査により確認された場合に貸与を認めることとする。

【その他】

● 協議書の有効期間について

協議書の有効期間については、原則、現に認定されている支援1・2及び介護1の認定期間とします。認定期間の満了に伴う更新申請をする際に、引き続き福祉用具の貸与が必要であると判断される場合は、有効期間満了日の1週間前までに協議書を介護保険係へ提出してください。なお、協議書の有効期間中であっても、利用者の状態像の変化等により貸与が必要でないと判断される場合は、介護保険係まで申し出てください。

● 車いすの貸与について

車いすの貸与については、利用者の安全性を確保する観点から、「福祉用具貸与に関する確認書」を市へ提出していただいたうえで、利用を許可することとします。基本的には、電動車いすを想定していますが、手動の車いすについても、利用者の状態像から安全面に不安がある場合は、確認書の提出をもとめることがあります。

〒756-8601
山陽小野田市日の出一丁目1番1号
山陽小野田市役所 健康福祉部
高齢障害課 介護保険係
TEL 82-1172
FAX 83-9082